

第2回小美玉市地域公共交通会議 次第

日 時：平成25年2月28日（木）
午後1時30分から
場 所：小美玉市役所 3階
委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 市地域公共交通実証運行計画（案）について

(2) 運行事業者の条件整理について

(3) その他

4 閉 会

【配布資料】

資料1 小美玉市地域公共交通実証運行計画（案）

資料2 運行事業者の条件整理について

資料3 フィーダー交通の社会実験について

小美玉市地域公共交通実証運行計画（案）

循環軸の社会実験

循環バスの運行

1) 運行方法

小型ノンステップバス 2 台による J R 羽鳥駅～小川駅間の循環方式による定時定路線運行を行う。

2) 運行日

平日のみの運行

3) 運行本数

6 便/日（朝 2 便， 昼 2 便， 夕 2 便）

	朝		昼		夕	
時刻(案)	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
羽鳥駅	7 時台着	9 時台着	9 時台発	13 時台発	16 時台発	19 時台発
小川駅	6 時台発	8 時台発	10 時台着	14 時台着	17 時台着	20 時台着

4) 利用対象者

すべての人が利用可能

5) 運賃

①普通運賃【200円/回（一乗車）】

②1日フリー乗車運賃【500円】

③割引運賃【①100円/回（一乗車），②1日フリー乗車運賃250円】

※割引運賃対象者：高齢者（65歳以上），身体障がい者と介助者，学生以下とする。

※「小美玉市公共交通ネットワーク検討調査報告書（平成24年3月）」に掲載の社会実験（案）では一乗車300円になっていますが，高齢者及び学生を主な対象にしていることや，近隣市町村で運行されている料金を鑑み，下方修正した金額を提案する。

6) 運行ルート・停留所（主要拠点及びバス停）

別添図面により

7) 社会実験の期間

3年間（平成28年3月）

ただし、利用状況やアンケート調査の結果如何では、その限りでない。

8) 目標数値

~~乗車率60%を目標とする。~~

一日の乗車数100人を目標とする。

コミュニティバスの運行経費・収入・収支等一覧

(平成22年度)

システム名 (市町村名)	運行経費 (千円) a	収入 (千円) b	収支率 (%) c= b/a	基本料金 (円)	年間輸送 人員(人)	一日当輸送 人員(人)
「みなみ号」(日立市)	5,870	810	13.8	200	4,050	17.2
「活性化バス キララちゃん」(土浦市)	37,669	13,740	36.5	100	147,528	404.2
「龍・ゆうばす」「龍ぐうバス」(龍ヶ崎市)	60,871	16,903	27.8	100	190,331	525.8
常陸太田市市民バス(常陸太田市)	36,118	7,116	19.7	200	39,250	127.4
高萩駅東地区バス(高萩市)	7,001	856	12.2	150	5,770	39.8
北茨城市市内巡回バス(北茨城市)	19,240	3,920	20.4	100	41,581	171.1
北茨城市地域巡回バス(北茨城市)	5,790	1,267	21.9	100	12,716	52.3
かさま観光周遊バス(笠間市)	9,774	2,327	23.8	100	23,220	73.9
「ことバス」(取手市)	72,442	14,722	20.3	100	214,988	598.9
牛久市コミュニティバス「かっぱ号」(牛久市)	32,695	13,108	40.1	100	152,055	421.2
「つくバス」(つくば市)	445,066	136,189	30.6	200	736,397	2012.0
「スマイルあおぞらバス」(ひたちなか市)	74,474	13,193	17.7	100	142,382	396.6
鹿嶋コミュニティバス(鹿嶋市)	44,039	10,549	24.0	300	43,319	139.7
「モコバス」(守谷市)	102,582	13,027	12.7	200	83,712	229.3
「ひまわりバス」(那珂市)	18,860	1,198	6.4	100	17,472	73.1
「坂東号」(板東市)	25,449	2,569	10.1	100	28,276	91.8
かすみがうら市コミュニティバス(かすみがうら市)	9,931	618	6.2	100	6,173	41.7
かすみがうら市シャトルバス(かすみがうら市)	9,814	1,501	15.3	距離程運賃	3,580	20.3
つくばみらい市コミュニティバス(つくばみらい市)	31,831	2,996	9.4	100	39,177	127.2
循環バス「海遊号」「なっちゃん号」(大洗町)	14,127	4,142	29.3	100	55,021	150.7
周遊観光バス(大子町)	3,320	152	4.6	100	1,498	11.8
河内町コミュニティバス(河内町)	8,100	1,993	24.6	100	20,237	68.6
※ 平成22年9月末運行廃止		平均	24.5	131		275.9

運行事業者の条件整理について

1 運行事業者の条件

実証運行計画（案）の内容から、道路運送法第4条の許可（「一般乗合旅客自動車運送事業」）を受けていること。（H25.10月運行開始を目途とするため、H25.4月末日までに許可を受ける見込みがあるものを含む）

■道路運送法（抜粋）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

■一般乗合旅客自動車運送事業とは・・・

- ・乗合バス（路線バスともいいます）は、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送するバスのことで、正式には「一般乗合旅客自動車運送事業」といいます。
- ・一般的には路線（バスの走る経路）を定めて定期に運行し、設定された運行系統の起終点及び停留所で乗客が乗り降りする運行形態のことをいいます。他に高速バスなども乗合バスにあたります。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業をはじめするには、国土交通大臣または地方運輸局長の許可を受けることが必要です。このため、事業を始めるに先立ち、許可申請書を提出することになります。この許可申請書は、営業所を管轄する運輸支局へ提出になります。提出された申請書は、その後国土交通省または地方運輸局において審査が行われます。

- ①運輸支局へ申請書を提出
- ②国土交通省または地方運輸局で審査
- ③国土交通省または地方運輸局で許可
- ④準備整い次第、事業開始

(2) 小美玉市物品調達等入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格があること。

■入札参加資格に関する事項

- ①小美玉市入札参加資格審査申請書（物品購入・役務提供等）に基づく入札参加資格があること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定該当しない者及び同条第2項の規定に基づく小美玉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- ④当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。

2 運行事業者の選定方法

- (1) 運行事業者の条件を満たすものの中から入札により選定する。
- (2) 入札方法は、市の規程により指名競争入札とする。

フィーダー交通の社会実験について

1 公共交通ネットワークの整備方針

(1) 広域幹線ネットワーク軸の形成

近隣都市と連絡・連絡する広域的なネットワーク

(2) 地域内循環軸の形成

市内の主要施設や交通結節点等を結ぶ市内循環型の交通軸

(3) フィーダー軸の形成

市内の交通不便地域から主要拠点までの移動を支援する交通軸

(4) 交通結節点の整備

公共交通相互の乗継利便性及び快適性の向上

2 フィーダー交通の検討

	事業名	対象者	経費
1	デマンド型交通システム	全市民	利用件数にかかわらずシステム導入経費や固定の委託料が必要
2	高齢者等外出支援事業 ※高齢者等を対象にしたタクシー交通を活用した既存の福祉サービス事業	高齢者等	委託料は実利用分となるため利用状況に応じて経費が増減

3 フィーダー交通の社会実験

・高齢者等外出支援事業を公共交通ネットワークのフィーダー軸として取り入れるにあたり、より使いやすく、より公共性の高い事業に制度を拡充する。

・拡充内容の概要

対象者枠の拡大。移動範囲の緩和。利用券配布枚数据置。月間利用回数緩和。

■制度拡充による対象者数等

	H24年度	H25年度	備考
対象者数	2,384人	4,421人	運転免許証を持たない70歳以上に広げる
申請者数見込み	268人	1,491人	
利用件数見込み	3,009回	16,738回	一人当たりの年間利用回数11.23回（平均値）
委託料見込み	2,136千円	11,883千円	利用件数見込み×710円

4 フィーダー交通の検証

・高齢者等外出支援事業については、今後その利用状況等を市地域公共交通会議において報告し、意見等を踏まえて事業担当課と調整を図りながら制度の改善を図る。

・利用状況によっては、市地域公共交通会議において他の事業の検討も必要。